

告 示

埼玉県告示第八百八号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量 鴻巣・行田地区）

三 作業地域

鴻巣市広田地内他

四 作業期間

令和六年六月三日から令和七年二月二十八日まで